

神奈川イグレンの活動状況を伝える機関紙 <第 144号>

神奈川イグレンニュース

発行：神奈川県異業種連携協議会（議長 金究武正）

発行責任者：専務理事 芝 忠 編集担当：宗和 正憲

〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センタービル 7 F

TEL 045-228-7331 FAX 045 - 228 - 7331 (TEL 兼用)

<http://www.kanagawa-iguren.com>

2014年11月号



【 今月のコンテンツ 】

- 神奈川イグレンご案内 1
- イグレン会員グループ・プロジェクト状況 2, 3, 4
- 税理士法人 With you 【 連載 8 】 代表社員 出田 敏子 氏 4, 5, 6
- 株式会社ウイングベース 代表取締役 福本 壘 氏 6
- 葉の美彩（くすりのみどり）【 連載 14 】 代表 小磯 清子 氏 7
- 産学官交流サロンコーナー／事務局コーナー 8

【 神奈川イグレンご案内 】

■ イグレン 30 周年記念シンポジウムのご案内

【日 時】 2014 年 11 月 28 日（金） 14：00～17：00 シンポジウム 1 部、2 部
17：15～19：00 交流会

【場 所】 〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センタービル 14 階

【主 催】 神奈川県異業種連携協議会

【参加費】 交流会参加費 3,000 円

【内 容】 14：00～ 議長、支援機関、有識者などの祝辞、助言、活動報告など

14：35～16：00 シンポジウム 第一部

16：15～17：00 シンポジウム 第二部

17：15～19：00 交流会

【お申込】 神奈川県異業種連携協議会 事務局

TEL 045-228-7331 FAX 045 - 228 - 7331 (TEL 兼用)

<http://www.kanagawa-iguren.com>

いよいよ今月となりました。まだお申込みでない方は別紙にてご確認の上
お申し込みください。

【 イグレン会員グループ・プロジェクト状況 】

異業種交流会シフト21 【<http://shift21.jimdo.com/>】

有村 知里

<12月定例会>

■日時 2014年12月9日(火) 18:30~20:00

■場所 かながわ県民センター 3階 303会議室

■講演 プリズムゲート株式会社 代表取締役 芝田弘美様(会員)

「事業主のためのホームページ利用法+Web最新事情」

いまではどの会社でも持っているホームページ。しかし未だホームページを効果的に使いこなしている会社は限られています。ITは弱いから…と、消極的になっていることも原因のひとつであると感じています。IT知識なんて、ホームページを利用する上ではさほど必要ではありません。このセミナーではホームページを効果的に利用できるような考え方とヒント、そして、いまどきWeb事情をわかりやすくお伝えいたします。

■参加費

定例会：初回は無料 2・3回目は1,000円、4回目以降は4,000円

懇親会：初回参加の方 1,000円、2回目以降の方実費(3,000円程度)

■異業種交流会シフト21とは

シフト21は平成8年から活動をしている異業種交流会です。多様な業種の経営者や起業家などが集い、外部講師による講演・会員のプレゼンなどを行い、各自の研鑽を図りながら、ビジネスに繋げる交流を目的としております。定例会(原則第2火曜日)を開催しております。ゲスト参加大歓迎です。お問合せ・お申込みは事務局・有村まで。arimura-c@nifty.com シフト21 <http://shift21.jimdo.com/>
フェイスブック <http://www.facebook.com/shift21.yokohama>

【 第156回 日韓ビジネス協議会 】

高橋 導徳

1. 日時：2014年11月17日(月) 午後3時00分~5時15分 協議会 (参加費：1,000円)
午後5時15分~6時15分 交流会
2. 場所：神奈川中小企業センタービル 6階 特別研修室
かながわ異業種交流センター(神奈川県異業種連携協議会) TEL:045-228-7331
3. 内容：企業紹介

- ◆ (株)横浜ベイサイドネット 代表取締役 吉川かおり氏
オーディオ関連製品の輸入・製造・販売が主な事業。
- ◆ シンクロテック(株) 代表取締役 瀬尾和隆氏
先端技術、海外ビジネス、WEBなど各事業

○「世界コマ大戦ホーチミン地区予選開催の報告」(有)オリエントマシン 取締役 平手陽介氏

○メイン講師： エムアイ総研 代表 石田 賢氏

タイトル：「日韓企業文化の比較とサムスン電子の今後」

要旨：10月の日韓ビジネス協議会の歴史・文化の話を受けて、企業文化の視点で日韓を見つめ直す。同時に、韓国企業文化に支えられて躍進しているサムスン電子の現状と今後を展望する。

*12月度は休会しますが来年1月21日(水)に新年会を開催いたします。

【 C&Sグループ 】

C&S会長 松井利夫

「労働者派遣法」改正で派遣労働はどのようになるか

今国会の主要な議案である「労働者派遣法」改正案を政府与党は、会期中に採決・成立することを目指している。成立したら平成27年4月から施行される予定。「労働者派遣法」は1986年に施行されて以来3度改正されているが、この法律によって派遣労働がどのようになるかについては様々な意見がある。派遣労働者及び派遣労働を受け入れる企業はそれぞれどのような影響を受けるか見てみよう。

①派遣労働者

専門26業種は定義が曖昧であるという理由で廃止になるが、これまで3年を超える派遣が可能であった26業種の労働者は、3年を超えて派遣されることができなくなる。

②派遣労働を受け入れる企業

前述のように、26業種の業務だけは例外的に3年間を超える派遣を認められているが、これからは受け入れができなくなる。しかし、人を変えれば、すべての業種で3年を超える派遣が可能になる。人さえ3年ごとに替えれば、派遣労働者の受け入れを続けることが可能になるので影響はさほどではないと思われる。

現行法では、原則として臨時的・一時的な業務に限って派遣労働者を使うことができるようになっていて、一つの業務で派遣労働者を使える期間は最大3年間と制限されている。3年を過ぎてしまえば、その業務は派遣労働者ではなく、直接雇用の正社員がやらなければならない。しかし、改正案では、労働組合の意見を聞いたうえで3年で人を入れ替えれば、ほとんどの業務で無期限に派遣を使い続けられるようになる。つまり、今度の改正案では、派遣労働者が同じ職場で働ける期間は3年までとする“個人単位の期間制限”が新たに設けられる。その意味は、同じ派遣労働者が、同じ職場(課レベルを想定)で働ける期間について、3年を限度とするもので、課を越えて移動した場合は更に派遣労働を続けることができる。

現行の「労働者派遣法」には、特定労働者派遣事業(届出制)と一般労働者派遣事業(許可制)の区別があるが、この区別を廃止し、すべての労働者派遣事業を許可制にする。また、派遣元事業主と派遣先企業の双方において、派遣労働者の均等待遇確保のための取組を強化する。派遣元事業主に計画的な教育訓練等の実施を義務づけること等により、派遣労働者のキャリアアップを推進することを提案している。

今回の改正が雇用の安定に結びつくのか、または、派遣労働の固定化につながるのか労使双方の考えが分かれるが、派遣労働の期間制限を事実上撤廃し、同じ業務を継続して派遣を使えるようにする内容であることから業務が派遣労働の固定化になる恐れがあり、派遣労働者から正社員への道が閉ざされるのではないかと心配があるように思われる。結局、今国会での廃案が決まりました。

第3回 2014年11月28日(金) 14:00~16:30 「事業承継セミナー」のご案内

テーマ：「後継者に伝えたい『引き継ぐべきDNA』と『壊す勇気』 ~warm heart&cool headな経営者たれ~」

講師：東條 裕一氏 (事業承継センター(株)取締役 CMO/中小企業診断士)

会場：平塚信用金庫本店7階会議室(平塚市紅谷町11-19)

※セミナー14:00~16:00 個別相談会16:00~16:30 参加無料：定員20名

企業経営を続けていく中で、必ず通るのが経営者の交代です。KIPでは、この経営者の交代を円滑に進めるためにセミナーや個別相談によるアドバイスを行っています。今回は、「財産の承継」「経営者向けの事業承継の心構え」「後継者向けの事業承継の心構え」の3つのテーマでセミナーを開催します。ぜひこの機会にご参加ください。

※詳細は、以下URLよりご確認ください。 URL：http://www.kipc.or.jp/seminar_event/17435/

●お問い合わせ・・・(公財)神奈川産業振興センター 地域連携課 TEL 045-633-5201

【 川崎異業種研究会 】

川崎市商工会議所 市川 順

<9月定例会>

9月11日(木)午後6時より、川崎商工会議所会議室5にて、会員12名、オブザーバー2名、見学者1名の参加を得て、開催した。

10月定例会はタイの国外視察会のため、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)海外調査部アジア大洋州課大久保博氏を招き、「タイの経済概況と進出におけるビジネスリスク」をテーマに講演はすすめられた。

講演では、①一般・政治概要、②経済・貿易動向、③進出日系企業動向、④ビジネスリスク・投資の留意点ーについて説明された。

<9月分科会>

9月24日(水)午後6時より、科学技術館(東京)にて、「RADIEX2014(環境放射能対策・廃棄物処理国際展)」の視察を、会員5名の参加を得て、開催した。セシウム除去システム装置、汚染物質貯蔵管理システム、除染器具や除染ロボットなどといった、新技術が紹介されていた。

特に、原子力発電のパイオニアでもあるイギリスの出展(講演)が多く見られた。

なかでも興味深かったのは、3次元解析マッピングを利用した遠隔操作ラジコンヘリコプターによる放射線強度の映像化である。また、防災グッズのカタログ、川崎市の防災マップ(各区まとめ版)、防災啓発広報紙「備える。かわさき(保存版)」などの資料を配った。

その後の懇親会では、地域防災や会社での防災対策について、活発な意見交換が行われた。

税理士法人 With you

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡2-4 YSビル3F

電話: 045-312-6724 FAX: 045-412-6734

<http://www.tknf.com/ideta/pc/>

税理士・産業カウンセラー・FP・
キャリアデベロップカウンセラー

代表社員 出田 敏子



【 連載 8】

朝晩めっきり寒くなってまいりました。皆様お体には十分お気をつけください!

<パートで働く主婦の税金と社会保険>

～パートの年収が103万円を超えると所得税がかかる～

パートで働く主婦の年収(給与収入のみで他に収入がない場合)が103万円以下であれば、主婦本人に所得税が課税されないうえ、夫は所得税の配偶者控除(注1)を受けることができます。

主婦の年収が103万円を超えると、夫は配偶者控除を受けられなくなりますが、夫の収入が一定額以下(注2)で、かつ主婦の年収が141万円未満であれば、配偶者特別控除を受けることができます。

配偶者特別控除は、妻の年収に応じて夫の所得から38万円～3万円を控除することで、税負担を緩和(世帯の手取収入が一気に減らないように)するものです。

(注1)

所得税において、収入が103万円以下の妻がいる場合、夫の所得から38万円が控除されます。

(注2)

収入が給与収入のみであれば、概ね年収1,230万円以下が目安です。

図表1 配偶者控除・配偶者特別控除早見表

本人（妻）のパート収入	配偶者控除	配偶者特別控除
103万円以下	38万円	—
103万円超 105万円未満	—	38万円
105万円以上 110万円未満	—	36万円
110万円以上 115万円未満	—	31万円
115万円以上 120万円未満	—	26万円
120万円以上 125万円未満	—	21万円
125万円以上 130万円未満	—	16万円
130万円以上 135万円未満	—	11万円
135万円以上 140万円未満	—	6万円
140万円以上 141万円未満	—	3万円
141万円以上	—	—

図表2 夫の収入が500万円の場合の世帯
(妻と小学生の子ども2人)の所得税額

妻の収入	100万円	125万円	140万円
妻の所得税	0円	1万1,000円	1万8,500円
夫の所得税	17万2,500円	19万4,500円	20万7,500円
世帯の税金	17万2,500円	20万5,500円	22万6,000円

※金額は概算です（復興所得税は除く）

～パートの年収が130万円以上になると扶養から外れる～

サラリーマンの妻は、夫の社会保険の扶養等になることで、社会保険料（健康保険料、国民健康保険料）が免除されます。しかし、パートの年収が130万円以上になると（注3）、夫が加入する社会保険（健康保険・年金）の扶養家族（被扶養者）の範囲等から外れてしまい、妻本人が社会保険料を支払う必要があります。

また、前述のように、所得税においては103万円を超えたときには、段階的に負担が生じるしくみになっていますが、社会保険料については、130万円以上になると一気に負担が発生するため、主婦にとって大きな壁と言えます。（注4）

（注3）ここでいう年収には交通費も含まれます。

また、60歳以上又は障害者の場合は180万円以上になります。

（注4）例えば、東京都の場合、パート収入が140万円であれば、年間の社会保険料は、概算で健康保険料7万600円（40歳以上の場合は8万2,760円）厚生年金保険料は12万3,720円くらいになります。

～パートの収入と所得税、住民税、配偶者控除等社会保険の扶養の関係～

収入と所得税、配偶者控除、社会保険料の負担の関係を下記表にまとめました。

パート収入	パートで働く主婦の税金			夫の配偶者控除の適用		パート本人(妻)の社会保険料の負担※
	所得税	住民税（注5）		配偶者控除	配偶者特別控除	
		所得税	均等割			
100万円以下	非課税	非課税	課税 or 非課税	有	無	無
100万円超 103万円以下	非課税	課税		有	無	無
103万円超 130万円未満	課税	課税		無	有	無
130万円以上 141万円未満	課税	課税		無	有	有
141万円以上	課税	課税		無	無	有

(注5) 103万円以下でも住民税が課税される

年収が103万円以下であっても、100万円を超えると住民税がかかります。

住民税には、所得金額に対して課税される「所得割」と、所得金額にかかわらず、均等額を負担する「均等割」があります。一般に、年収100万円以下で、他に収入がなければ住民税は非課税ですが、自治体によっては、年収93万円や96万5千円を超えると住民税のうち均等割が課税されることもあります。

所得割；標準税率10%（都道府県民税4%、市町村民税6%）

均等割；年額5,000円（都道府県民税1,500円、市町村民税3,500円）一部自治体は税額が異なる。

※ 所定労働時間によっては、収入に関係なく、社会保険に加入しなければなりません。

【 防災トランプのご案内 】



株式会社ウイングベース 代表取締役 福本 塁 様

<http://wingbase.co.jp/profile/>

近年、局地的豪雨による水害、地震、噴火といった事象も多く、私達の防災意識も高まってきています。

その様な中、今月は株式会社ウイングベースの代表取締役である福本 塁さんが開発した防災トランプについてお届けします。株式会社ウイングベースは大学や国の研究機関から、科学を分かりやすく伝えるためのツールとしてアプリの開発やイベント企画などを行って来ました。くしくも会社を設立した年（2011年）に東日本大震災が起こります。震災直後の3月、ロータリークラブの縁で福本さんは災害医療チームの一員としてドクターヘリで南三陸に飛び診療支援を行っていたそうです。筆舌しがたい悲惨な光景と被災された方が耐え忍ぶ様子を見て、この経験を自分の住む地域へ活かすには何をなすべきなのかを考えたそうです。そこで行き着いた答えの一つが防災トランプでした。

自身の得意とするアプリやITの世界では若い世代しか情報が行き届かない。でも、防災は地域で取り組むもの。子供からお年寄りまで全年齢が楽しめるツールは何か・・・？それがトランプだった訳です。

通常のトランプのルールをベースにしながらいいたトランプに書かれている「お題」に従ってどんな危険があるのかを体験談や考えを基に話すと勝ちやすくなりボーナスが発生するというもの。例えば、今いる場所の近くにある火山が噴火をした場合、どのような状況で誰にとって何が危険なのか？・・・をお互いがシェアすることで「そんな事もあるのか？」とか「へ～知らなかった」という気づきがそこに生まれます。御嶽山の噴火は記憶に新しいですよね。企業においては緊急事態における防災対策を進めているところも増えてきました。ただ個人の場合はどうでしょう。近年では近隣にどんな人が住んでいるのかも分からず身近な人との間で防災意識の共有はおろか日常会話も十分になされていないのが現状です。個人宅や自治会やなどのコミュニティーでこのトランプを活用しながら皆で楽しみながら防災について学んでいく・・・。このような場で地域住民とのコミュニケーションも図れたなら一石二鳥ですね。福本さんはこうした取組を定着させるために現在、防災エデュケーション協会を立ち上げ、プレイリーダー養成講座を開いてリーダーの育成に努めています。育成されたプレイリーダーの方は各々の活動フィールドで防災トランプを活用した取組を始めています。

福本さんと話をしているととても印象的な事だったのは「僕が経験した復興支援や防災の話聞いて、参加者の方がとても参考になったという感想で終わってしまったら、自分のやっている事は失敗だ」と言われたことです。『参加者が能動的に動き、実際にやる話として仕組みを継続させることが将来にとって必要だ』という考えが根底にあります。

この事がうまく広がっていけば防災のみならず社会的問題全般についても応用出来るようになるのは言うまでもありません。視点を変えて物事を見る事が大切なのでしょうね。

防災トランプ (<http://bousai-trump.jp>) は、第23回かながわ若者生き生き大賞、かながわビジネスオーディション2014において奨励賞も受賞されています。

葉の美彩 (くすりのみどり) 小磯 清子 【 連載 14 】 最終回

ホームページ <http://k-midori.jp/>ブログ <http://blog.k-midori.jp/>

『アンチエイジングで病気予防。。中小企業支援策』

私が『アンチエイジング』をテーマとした事業を考え始めてから約3年になります。

いつも、アンチエイジングは健康につながり、またその逆に健康を心がけることはアンチエイジングに繋がるのですと伝えてきました。

約2年前に私を三浦半島経済人サロンにお誘いくださった故八幡先生には『健康面から中小企業支援をしたいのです』と伝え、サロンでも話題提供させていただく機会を頂いたこともありました。今回はこの場を借りましてあらためて中小企業支援として病気予防の必要性を簡単にお話させてください。

企業において経営者、従業員とそこご家族の健康意識を高め健康管理に努めることは多少の投資をしても長い目で見ればきっと余分なコスト削減と利益の確保につながると思うのです。

何故なら、万が一従業員の1人が病気療養に入ってしまうと他の従業員の負担が増えたり、余力がなければ一時的な増員も余儀なくされ、教育の為の時間や費用など経費や他の従業員の負担が増えてしまうからです。

大きな会社ならばコスト的にも人員的にも余裕があるかも知れませんが中小企業の場合、なかなかそうはいかないと思います。

労働安全衛生法によると、常時50人以上の事業場で産業医の選任が義務付けられています。

ある統計調査によると正社員49人以下の企業では、2割ほどの会社が産業医を選任しています。

正社員50人～99人の企業ですと、産業医の選任率は約6割だそうです。それは労働安全衛生法で規定している産業医の選任義務は事業場単位なので、その事業所に従事する労働者が50人未満である場合には選任義務はないことになるのです。

産業医のいる会社では健康診断の結果について産業医との面談や社員向けに健康・食事指導があり、投薬なしで検査数値が改善されたり予防される例も多くあります。

しかし健康診断の結果は、実はあまり正確ではないこともあります。例えば血糖値などもクリニックで採血してから検査会社で分析されるまで時間が経ってしまうと実際より低い数値が出てしまうことがあります。

病院で再検査を受けると健診の結果より悪い数値が出て病気は思いのほか進んでいたという事もあります。

基準値ぎりぎりに入っているから安心という事ではないのです。

なので、健康診断書を詳細に読み受診勧告、生活改善提案をすることはとても大切なことだと思います。

また、普通の健康診断の検査項目では不調の原因が結果に表れないこともあるし、ストレスの多い現代社会において特に未病の段階からのメンタルケアのカウンセリングは必須の課題であると考えます。

そこで私は、小さいながらもきめの細かい支援のできる産業医、薬剤師、栄養士、カウンセラー等チームでプロジェクトを立ち上げたいと考えております。

小規模事業場の為の産業医共同選任助成金のご提案などの活用も考慮する余地はあると思います。

一年以上に渡りアンチエイジングについて連載させていただき誠にありがとうございました。

約2年間に渡り健康面からの支援という事で小磯様に投稿頂きました。皆様いかがでしたでしょうか。気が付けばもっと早くから健康管理に留意しておけば良かった・・・など思われた方、今からでも遅くないですよ。今後、小磯様もプロジェクトを立ち上げ活動されます。皆様是非応援をよろしくお願い致します。長きに渡り投稿頂き誠にありがとうございました。お礼申し上げます。(イグレン：宗和)

【 その他 ご案内 】

	尾上町サロン 復活！！	西湘サロン 第53回	三浦半島経済人サロン 第64回	神奈川新産学公交流 第64回 サロン横浜
日程	11月21日(金) 12月05日(金)	11月17日(月) 18:00~20:00 開場は17:30~	11月19日(水) 18:00~20:30 開場は17:30~	12月17日(水) 18:00~
場所	神奈川県中小企業センター703 イグレン事務局	日本生命小田原ビル 4階会議室 小田原市本町1-4-5	神奈川新聞社 横須賀支社 5階会議室 横須賀市小川町21-9	神奈川県中小企業センター近くの店
連絡先	イグレン事務局	イグレン(島津、吉池、)	イグレン(芝、鶴野、小磯、村田、雑賀)	(織方、篠原、坂本、杉本)
内容	原則第一・第三金曜日 (17:15~19:30) ざっくばらんに語らい あう場 参加費:1,000円	「いよいよあと1ヵ月余り！相続・生前贈与対策のポイント」 日本生命保険相互会社 首都圏営業本部調査役 白鳥 宰治 氏 参加費:1,000円	「遺言書」の書き方セミナー 青木 信三 氏 参加費:1,000円	サロン横浜忘年会

*海老名サロンの忘年会は12月12日(金)の予定です。

今月に入りようやく肌寒いと思えるようになりました。例年、この季節になりますとインフルエンザに関する報道が増えますがもっぱら世間の関心を集めているのはどちらかと言えばエボラ出血熱かもしれません。これらに共通することはその正体がいずれも「ウイルス」であるという事です。風邪もこれと同様に例年、残念ながら天に召される方もおいでです。何かいつもと違う感覚や咳などがあれば早めに医療機関を受診されるとよろしいのではないかと思います。これからますます寒さも厳しくなっていますので皆様お風邪など召されませんように！

「神奈川イグレンニュース」は多くの皆様方からのご意見や投稿、感想などを頂戴し、情報を共有する事によって未来へつなげる「役立ち情報誌」です。こんなことが新たなビジネスにつながった。とか、思いもしなかった出会でこんな事になりました・・・など原稿を募集中です。お伺いできる範囲であれば取材にもお伺いします。尚、自薦・他薦は問いませんのでご連絡頂ければと思います。

神奈川イグレンへの連絡問合せは、 Tel: 045-228-7331 Fax: 045-228-7331 (TEL 兼用)

ご意見、感想などあればこちらまでお願いします。 mail masa247307-sowa@dream.bbexcite.jp



神奈川県異業種連携協議会 交流アドバイザーが詰めております、気軽にご連絡ご相談ください(無料)

【月】①②③宮川 豊④⑤荒 直孝【火】①②④⑤児玉 英二③愛賢司 【水】①菊地 ②③④⑤杉本 明子

【木】①②指方 順一郎①②③④⑤ 松井 利夫【金】①愛賢司②村田和彦③④⑤織方 【土、日、祭日】は休業

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル7階 インキュベートルーム703号

神奈川イグレン事務局

T/F 045-228-7331 URL: <http://www.kanagawa-iguren.com> Mail: iguren@kanagawa-iguren.com